

## 4 . 計画の推進方策

### 4 - 1 計画の推進体制

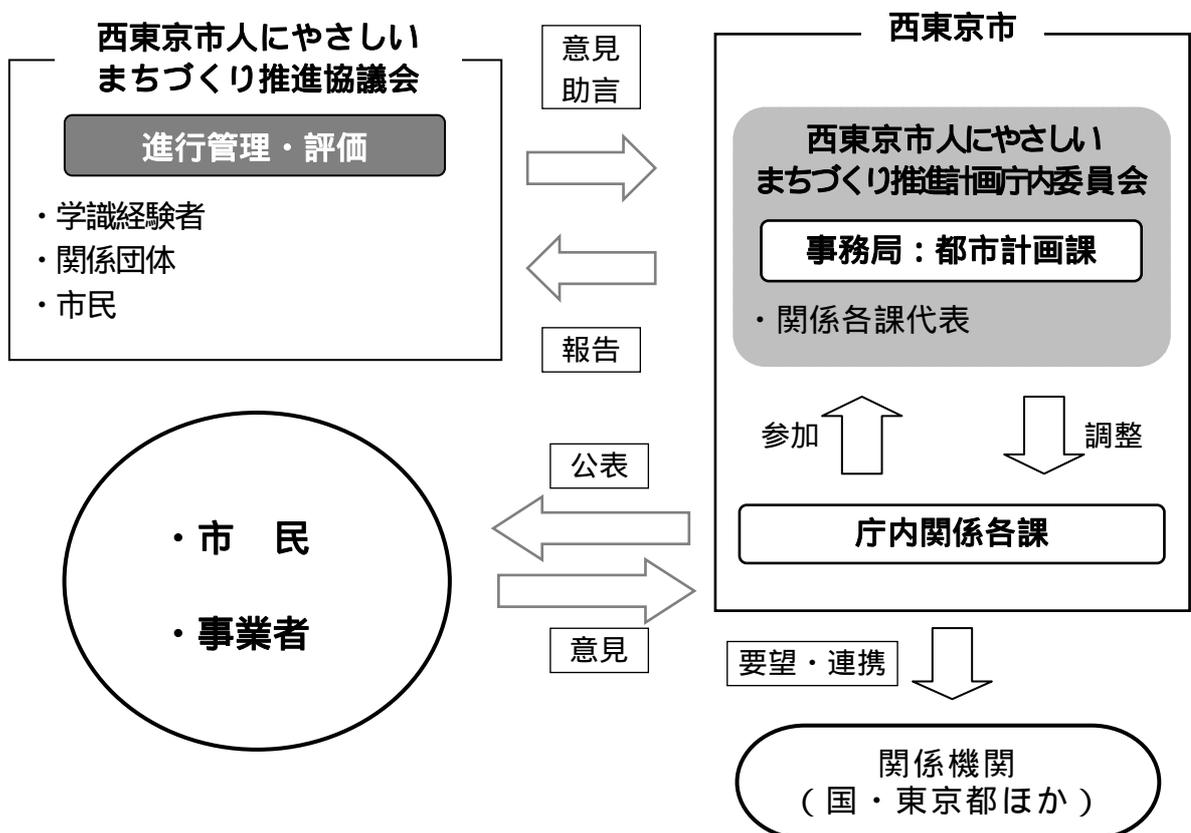
本市では、人にやさしいまちづくりの実現をめざし、推進計画を着実に推進していくための体制を強化するとともに、施策の進捗状況の把握と適切な進行管理を行います。

#### 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会\*

市民、学識経験者や関係団体代表で構成する「西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会\*」では、推進計画に基づく施策・事業の取り組み状況を確認するとともに、市民の意見や専門的な見地からの意見を踏まえながら、市に対し助言を行っていきます。

#### 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会

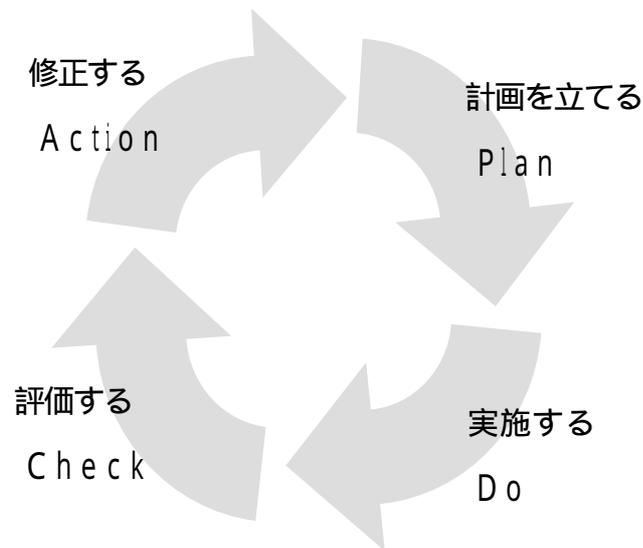
庁内における推進体制として「西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会」では、推進計画に基づく施策・事業の総合的な推進を図るための調査検討や関係各課の総合調整を行います。



## 4-2 計画の進行管理

計画を進行管理していくために、施策の進捗状況について、定期的に調査を行うとともに、点検・評価を行い必要に応じて修正していきます。

この計画（Plan）は、計画に基づく事業を実施（Do）し、進捗状況の把握・点検と評価を行い（Check）、必要な修正をしていく（Action）、いわゆるPDCAサイクルを繰り返しながら、効果的に実施していきます。



Plan 計画を策定する。

Do 具体的な施策・事業を実施する。

Check 計画期間途中で成果を評価する。

Action 必要に応じて修正を加える。

一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて計画の見直しへ移り、次も新たなPDCAサイクルを進める。

### 4-3 表彰制度を活用した人にやさしいまちづくりの推進

「西東京市人にやさしいまちづくり条例」では、人にやさしいまちづくりに功績のあった人に対する表彰制度を規定しており、表彰を行う場合には、条例第9条に基づく西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会\*の意見を聴くこととしています。

今後、この表彰制度を広く周知し、市民や事業者による取り組みを促進することが考えられます。

また、表彰制度の運用に当たっては、審査基準等の整備を含め、具体的な方法を検討する必要があります。

#### 西東京市人にやさしいまちづくり条例

第8条 市長は、人にやさしいまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

2 市長は、前項の表彰をする場合は、次条に規定する協議会（人にやさしいまちづくり推進協議会）の意見を聴くものとする。